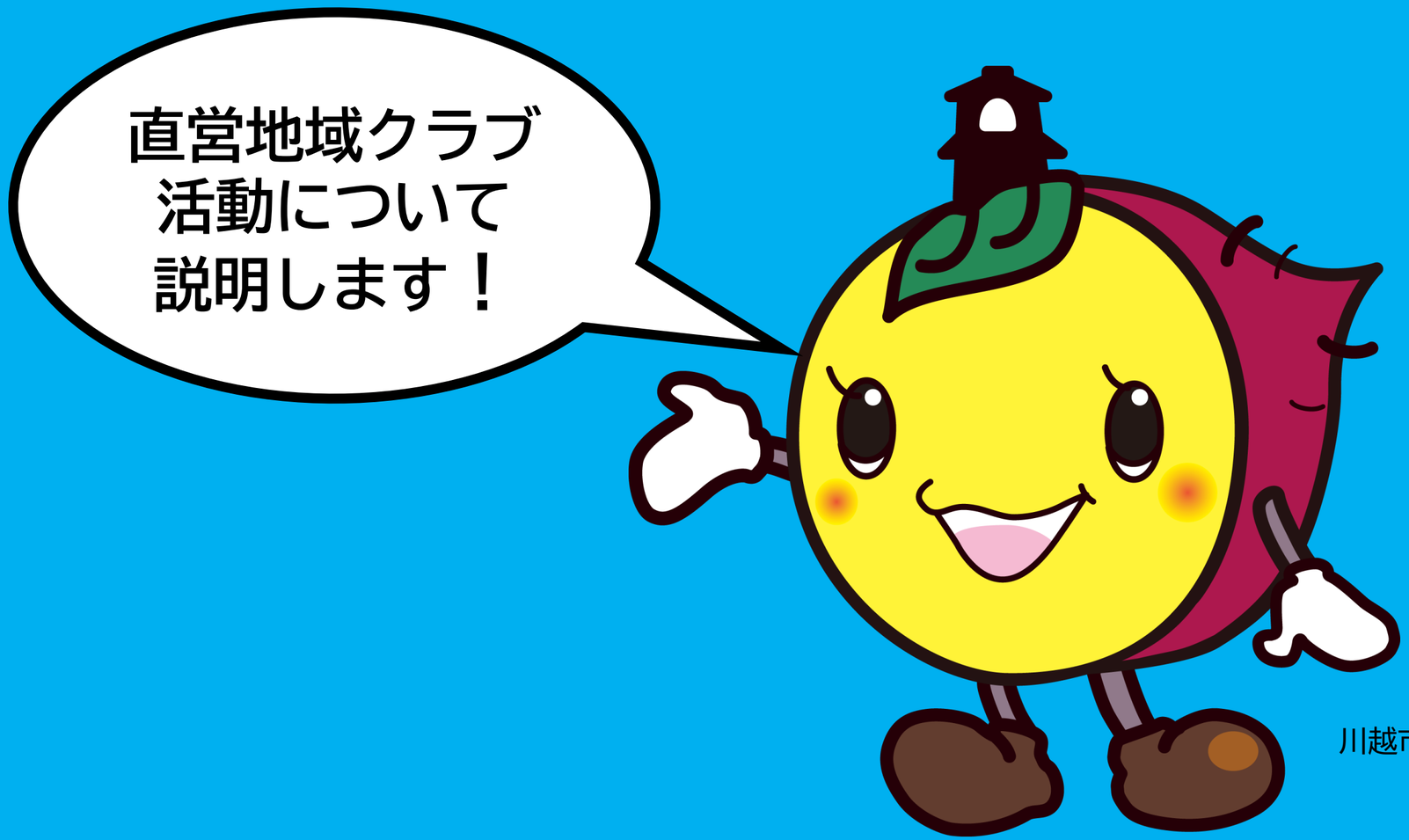


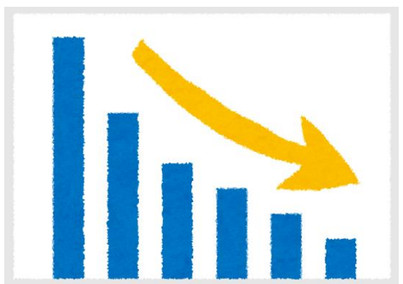
川越市マスコットキャラクター
ときも

川越市　直営地域クラブ活動について

（令和８年11月現在）

1　地域展開の必要性

【現状と課題】



進展する少子化



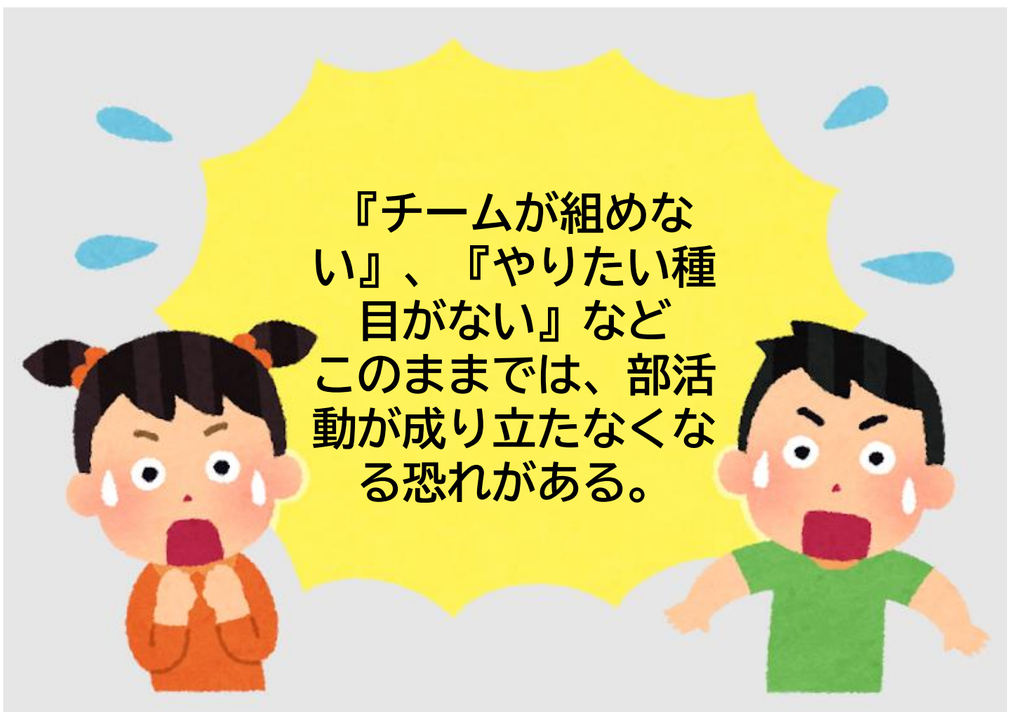
**学校の
働き方改革**





**多様化する
ニーズ**

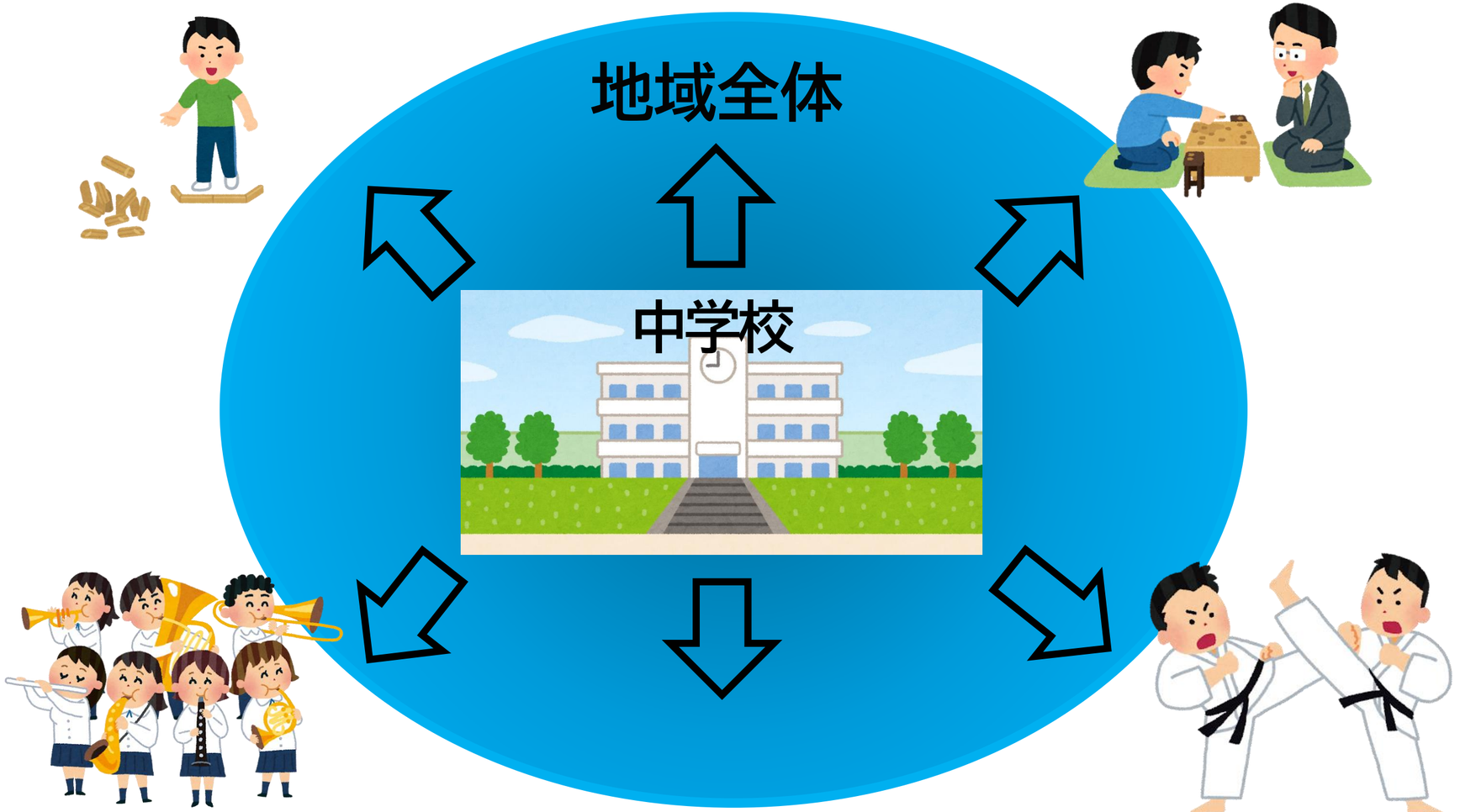
これまで長年にわたり、教員が指導を担うことを前提に学校部活動で運営されてきましたが、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっており、学校教育としての活動だけでは、生徒のニーズに応じた、自由で伸び伸びとした活動を保障することは困難となっています。



2　学校から地域へ

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、地域全体で支えることで『新たな価値』を創出します。

新たな価値とは、生徒のニーズに応じた多様な体験、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導



3－1　地域クラブ活動の概要

地域クラブ活動は、部活動地域展開における新たな活動の形です。
本市では直営と認定の 2 つの類型で区分し、部活動に代わる受け皿として活動を行います。

(1)　直営地域クラブ活動とは

　こどもたちの活動機会を確保するために、市が中学校部活動を地域クラブ活動化する形で設置し、運営する地域クラブ活動。
　部活動地域展開後におけるこどもたちの主な活動の場として、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することを目的とします。

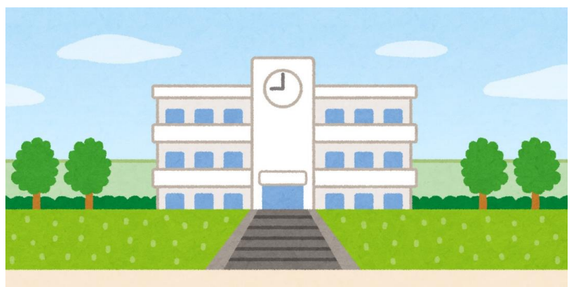
(2)　認定地域クラブ活動とは

　総合型地域スポーツクラブや地域のクラブチーム等で市から認定を受けた地域クラブ活動です。　既存の部活動にとらわれない、多様な選択肢の確保を目的とします。

3-2　地域クラブ活動の概要

地域クラブ活動は、部活動地域展開における新たな活動の形です。
本市では直営と認定の 2 つの類型で区分し、部活動に代わる受け皿として活動を行います。

①直営地域クラブ活動





市が中学校の部活動を
『地域クラブ活動』として設置・運営

②認定地域クラブ活動









クラブ等で市に申請をし、
市から認定を受けた『地域クラブ活動』

3-3　地域クラブ活動の概要



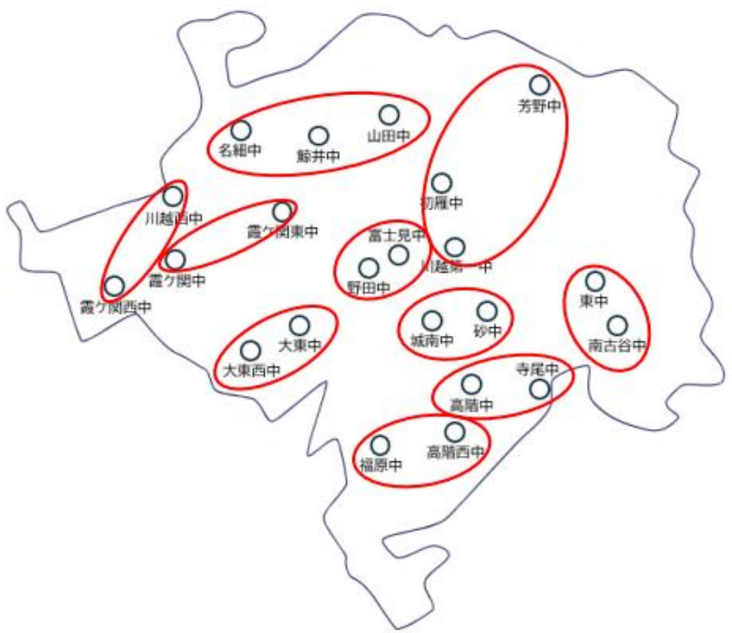
部活動と地域クラブ活動の比較

	部活動	直営地域クラブ活動	認定地域クラブ活動
1　運営・実施主体	各学校	市	団体、個人等
2　指導者	教職員、部活動指導員、部活動支援員	地域人材、希望する教職員	各団体の指導者
3　参加者	各中学校生徒	近隣中学校区単位	主に川越市内の生徒
4　活動場所	各中学校	主に市内中学校	文化・体育施設等
5　費用負担	部費（実費負担）	会費（当初は無償）	団体が定める会費

4　直営地域クラブ活動のエリア分け

エリア区分について

直営地域クラブ活動は、近隣の学校単位による10エリアの区分をベースとし、参加人数に応じて複数エリアを統合するなどにより調整して実施します（目安として 1 クラブ 20～40 人とし、人数が超過するクラブは単独校で実施）。

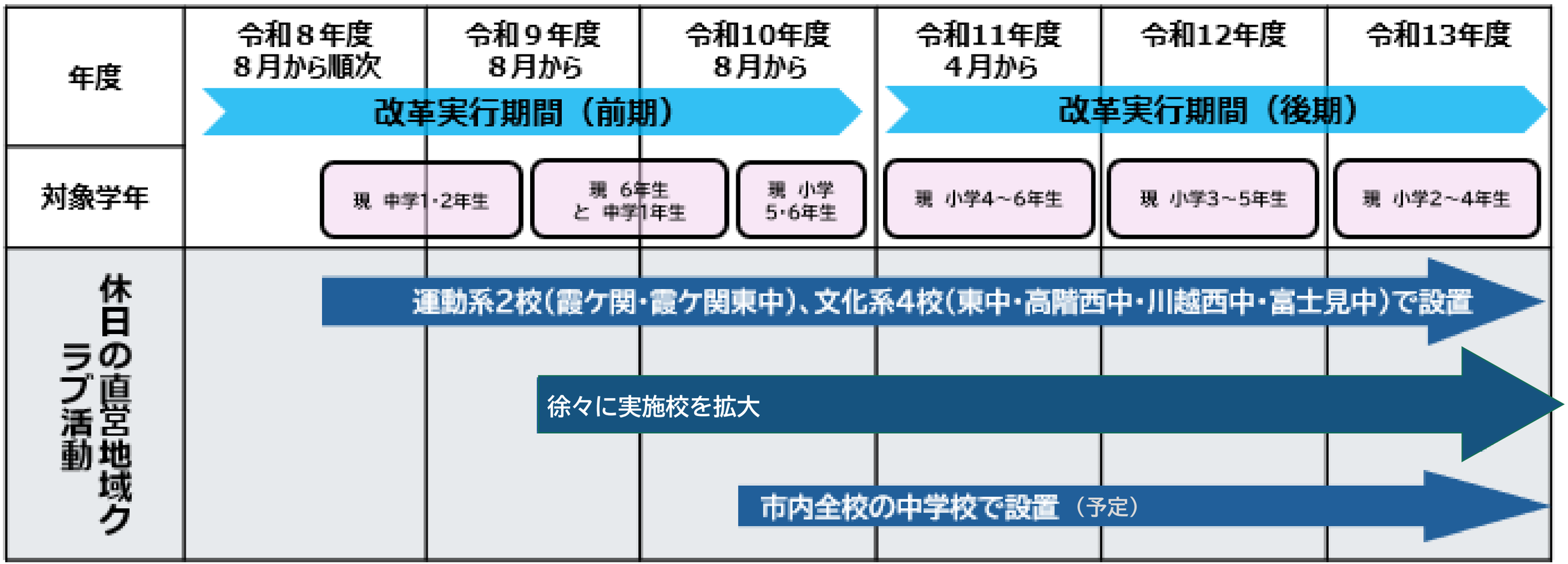


川越第一 初雁 芳野	富士見 野田	城南 砂	東 南古谷	名細 鯨井 山田
高階 寺尾	高階西 福原	大東 大東西	霞ケ関 霞ケ関東	霞ケ関西 川越西

市内22校を10エリアに区分

5-1　年度ごとのエリア分け

改革実行期間【前期】（令和 8～10 年度）中に、市内全ての中学校で休日の部活動の地域展開の実現を目指すこととしており、改革実行期間【後期】（令和 11～13 年度）では、国の動向を注視しつつ、平日の部活動の地域展開を図ります。



5-2　年度ごとの設置手順（令和８年度）

運動系は８月から、文化系は９月から実施

運動系は、２校（霞ケ関中、霞ケ関東）５部活動を４クラブで設置。
文化系は、４校（東中、高階西中、川越西中、富士見中）４部活動をで４クラブで設置。

	陸上部	男子 バスケットボール部	女子 バスケットボール部
運動系	①霞ケ関中 【霞陸上クラブ】 	①霞ケ関中 【霞男子バスケットボールクラブ】 ②霞ケ関東中 【霞東男子バスケットボールクラブ】	①霞ケ関中・霞ケ関東中 【霞・霞東女子バスケットボールクラブ】 

	吹奏楽部	茶道 和文化部
文化系	①東中 ②高階西中 ③川越西中 	①富士見中 

5-3　年度ごとの設置手順（令和８年度から９年度）

運動系で令和９年１月から追加設置検討

運動系の、２校（霞ケ関、霞ケ関東）の休日の部活動を、順次直営地域クラブ活動として設置を検討。※１月から設置のクラブは10クラブ。

	陸上部	野球部	男子バスケットボール部	女子バスケットボール部	男子バレーボール部	女子バレーボール部	サッカー	女子ソフトテニス部	男子卓球部	女子卓球部	柔道部	剣道部
霞ケ関中	霞陸上クラブ		霞男子バスケットボールクラブ	霞・霞東女子バスケットボールクラブ	霞男子バレーボールクラブ	霞・霞東女子バレーボールクラブ	霞サッカークラブ			霞女子卓球クラブ		霞・霞東剣道クラブ
霞ケ関東中		霞東野球クラブ	霞東男子バスケットボールクラブ				霞東サッカークラブ	霞東女子ソフトテニスクラブ	霞東男子卓球クラブ		霞東柔道クラブ	

5-4　年度ごとの設置手順（令和９年度）

文化系、運動系とも状況を見極めつつ追加を検討。

富士見
野田

東
南古谷

高階西
福原

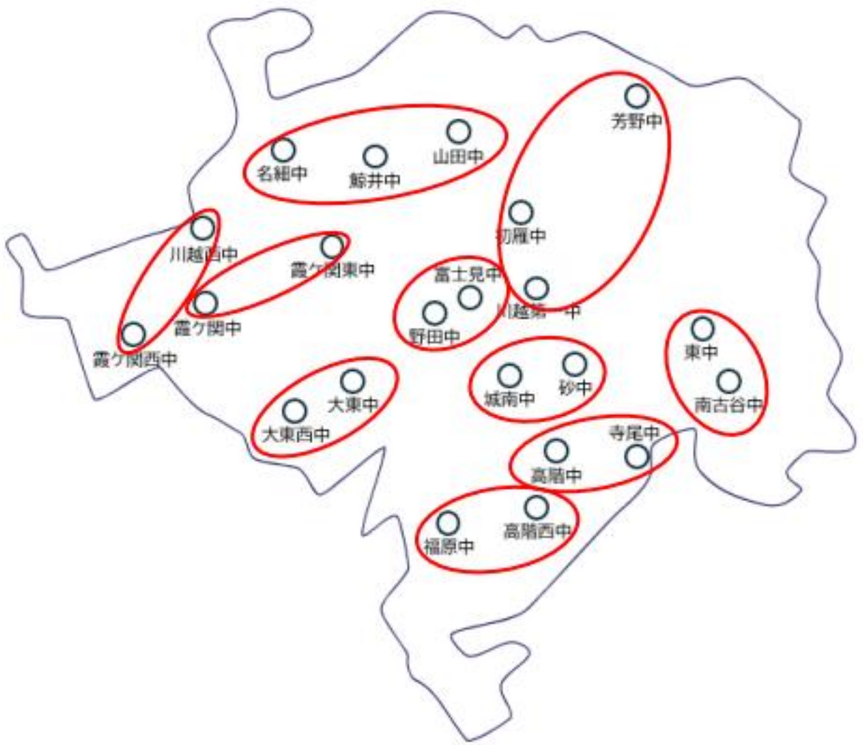
霞ケ関西
川越西

霞ケ関
霞ケ関東

種目＼学校名	富士見	野田	東	南古谷	高階西	福原	霞	霞東	霞西	川越西
陸上	○		○	○	○		○		○	
野球	○	○	○		○		○		○	
ソフトボール	○									
バスケ男子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バスケ女子	○		○	○	○		○		○	
バレー男子							○			
バレー女子	○	○	○		○	○	○		○	
サッカー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ソフトテニス男子	○				○					
ソフトテニス女子	○	○	○	○	○	○	○		○	
卓球男子	○		○	○	○		○		○	○
卓球女子	○		○		○		○		○	
柔道							○			
剣道	○		○	○	○		○		○	○
水泳	○									
バドミントン					○					
吹奏楽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茶道和文化	○									

5-5　年度ごとの設置手順（令和10年度以降）

令和10年度以降、市内全校の休日の部活動を直営地域クラブ活動として設置予定。



川越第一 初雁 芳野	富士見 野田	城南 砂	東 南古谷	名細 鯨井 山田
高階 寺尾	高階西 福原	大東 大東西	霞ケ関 霞ケ関東	霞ケ関西 川越西

市内22校を10エリアに区分

6　生徒の活動イメージ

休日の地域クラブ活動への参加は『任意』です。自分のペースに合わせて選べます。



平日：部活動に入部





平日：部活動に参加しない

A：休日は直営地域クラブ活動に参加

B:休日は認定地域クラブ活動に参加



C:休日は民間の習い事に参加

D:休日は休む／参加しない

E:休日は民間クラブ、認定地域クラブに参加

F:休日は休む／参加しない



7　指導者

　直営地域クラブ活動の指導者は、地域の多様な人材等の中から、専門性や資質・能力を有する指導者として確保をしていく。指導者の配置については、事務局（運営主体）又は川越市が管理する指導者登録制度の中から選定し配置する。待遇等は別途川越市において規定（教職員の兼職兼業に関わる内容含む）する。なお、副業等として関わる場合には、主たる勤め先からの許可を得られているか確認する。



●指導者謝金について

①　１回の指導につき、1,600 円×指導に要した時間（３時間を上限とする）＋交通費相当額（１回あたり1,000円）を謝金として、月ごとにまとめてお支払いする。

②　天候不良等で活動自体が中止となった場合や、御都合によりお休みされた場合は、大変恐れ入りますがその回分の謝金はお支払いできません。

8　指導者の役割

活動現場における
責任者

活動計画の
作成

機器利用や熱中症
対策等の安全配慮



技術指導

大会等での指揮

9　指導者の要件

直営地域クラブ活動で指導を行う指導者（指導者登録制度）の要件は次のとおりとする。詳細は川越市において定める。

ア　直営地域クラブ活動の意義や趣旨、活動方針を十分に理解していること。
　申請の際には、動画による研修を行い、視聴後は、申請時に提出する書類へ記入をすること。

ウ　暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者であること。

イ　競技や活動の楽しさや魅力等を会員に十分伝えられるだけの技術、知識、経験があること。その際、以下のいずれか1つを満たしていること。

① 日本スポーツ協会の競技別指導者資格（スタートコーチ、コーチ1～4、教師、上級教師）または各競技の指導者資格を所持している、あるいは講習を修了し資格取得予定であること。
② 教員免許を取得しており、指導を希望する競技、種目、分野等の部活動や地域クラブでの指導の経験があること。
③ 学校部活動において、部活動指導員として1年以上の指導経験があること。
④ 指導を希望する競技、種目、分野等の活動・指導経験があること。

エ　以下のいずれにも該当しない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者であること。
② 暴力等或いは暴力団員を始めとする反社会勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者であること。
③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者であること。



１０-１　指導者登録

①　指導者登録申込について

指導者登録希望者は、電子申請(推奨)又は窓口、郵送で以下⑴・⑵を提出してください。

⑴指導者登録申込書（写真添付有）
**　※以下⑶による、動画研修あり**
⑵誓約書
⑶認定要件にかかる動画一覧

直営地域クラブ活動指導者登録
電子申請はこちら



→申込み後「９　指導者の要件」等と照合し書面審査のうえ、「直営地域クラブ指導登録通知書」を交付します。
　配置先は、決まり次第追って通知します。

※配置先の決定まで、多少お時間をいただく場合がありますので御了承ください。
※「直営地域クラブ指導登録通知書」の有効期限は最長４年度間です。

１０-２　指導者登録

②　事務局によるヒアリングについて

配置先が概ね決定する前に、ヒアリングを実施します。
ヒアリングでは・・・
地域クラブ活動の概要を説明した後、



⑴指導の経験
⑵指導者資格の有無
⑶指導希望地域
⑷練習日程が適切な活動時間や休養日が設定されていること
⑸学校との連携が適切に行われるようにすること
⑹保険（スポーツ安全保険適用）
⑺その他（指導に関しての不明点）についてお聞きします。

１０-３　指導者登録

③　指導者配置について

ヒアリング後指導者としての適性を判断し、
配置を行います。
認定された方には下記の書類を送付します。
⑴指導者配置通知書
⑵川越市直営地域クラブ活動　実施要領
⑶預金口座振替依頼書

※⑶は記入後、事務局へメール等で提出
いただきます。



１１　活動までのスケジュール（イメージ）

概ね　1年から3か月前



①指導者募集　②校長会説明
③中体連説明　④該当校の職員に説明
⑤該当校の保護者に説明
⑥指導者ヒアリング





～2ケ月前

指導者登録手続き、認定
※認定通知書等送付



～1ケ月前



◎配置先概ね決定後…↓
①事務局とヒアリング
②配置先決定　※配置通知書等送付
③三者ミーティング　※指導者・部活動顧問・事務局



活動開始日から

活動（指導）開始

１２　直営地域クラブ活動　確認事項

①出欠・日程確認について



事前に連絡アプリを通じて入力をお願いします。
※当日現地にいない場合には安全確認の連絡をします。

②移動手段について

徒歩、自転車（ルール順守）、保護者送迎可。指導者の引率は伴わない。





③スマホの持参について



行き帰りの安全上のために持参するものとします。
校地内（活動中）は使用しないこととします。

④少額のお金について



各自の責任の下で持参可とする。
電話代や飲み物代として考えてください。

⑤公式大会について



学校総合体育大会、新人戦は、部活動として参加します。
顧問の引率が伴います。

⑥保険について



保険については、運営団体で加入しております。
万が一病院を受診する際は、通常の健康保険（子ども医療費）で受診をしてください。

１３　直営地域クラブ活動にかかる組織図

